

仕組預金 特別金利特約付円定期預金 <愛称：金利2倍チャンス定期>

契約締結前交付書面

(この書面は、法令等に基づく契約締結前交付書面です。)

この書面をよくお読みください。

この預金の特性について

- この預金は、「特別金利の支払に関する特約」が組み込まれた円定期預金です。
- この預金では、満期日まで当行所定の「約定金利」が支払われます。ただし、2年目以降は、「特別金利の支払に関する特約」により、一定の条件が成就した場合にのみ、「約定金利」に加えて当行所定の「特別金利」が支払われます。
- 「特別金利」が支払われるか否かは、預入時以降に定められる「特約設定レート」と「各特約判定日の東京時間午後3時における円-米ドル間の実勢為替レート」をもとに、当行がこれを判定します。
- 預入期間は、3年間または5年間の中からお選びいただけます。

この預金の注意点について

- この預金は、原則として中途解約できません。ただし、当行がやむを得ないものと認めてこの預金の中途解約に応じる場合には、中途解約に伴う損害金をお客さまにご負担いただきます。お客さまにご負担いただく中途解約に伴う損害金の額は、中途解約時の市場実勢に応じて変動しますので、預入時点では確定していません。また、中途解約時の市場実勢によっては、この預金は、大きく元本割れする可能性があります。
- 必ず、お客さまが選択された預入期間中は使う予定のない、余裕資金でお預け入れください。仮に、預入時以降にまとまった資金が必要となった場合でも、この預金に預け入れの資金を満期日まで引き出せなくとも十分な流動性が確保されていることをご確認のうえ、お申し込みください。

手数料について

- この預金へのお預け入れ・お引き出しに際し、お客さまにご負担いただく手数料は特にございませぬ。ただし、満期日前にこの預金を解約のうえこの預金の預入元金を引き出される場合には、中途解約に伴う損害金をお客さまにご負担いただきます。中途解約に伴う損害金についての詳細は、後記「この預金の中途解約について」をご参照ください。

この預金の利息について

- この預金では満期日まで当行所定の「約定金利」が支払われますが、2年目以降は、「特別金利の支払に関する特約」により、一定の条件が成就した場合にのみ、「約定金利」に加えて当行所定の「特別金利」が支払われます。
- 「特別金利」は、「各特約判定日の東京時間午後3時における円-米ドル間の実勢為替レート」(以下「判定レート」といいます。)が「特約設定レート決定日の東京時間午後3時における円-米ドル間の実勢為替レートをもとに当行が決定する為替レート」(以下「特約設定レート」といいます。)と同値あるいはそれよりも円安であると当行が判断した場合には、当該各特約判定日にかかる利息計

算期間について、支払われます。他方、「判定レート」が「特約設定レート」よりも円高であると当行が判断した場合には、当該各特約判定日にかかる利息計算期間について「特別金利」の支払はなく、「約定金利」のみが支払われます。

- 仮に、2年目以降の円-米ドル間の実勢為替レートが常に円高に推移した場合には、一度も「特別金利」の支払がないまま、この預金の満期日が到来する可能性があります。この場合、お客さまがこの預金にお預け入れの資金は、結果的に、満期日まで当行所定の「約定金利」で運用されることとなります。
- 特約設定レートの決定は、募集期間終了後に行われます。この預金にお申込み後に、円-米ドル間の実勢為替レートが急激に円安に変動した場合には、お客さまにとって不利な特約設定レートが設定される可能性があります。この場合、お客さまが2年目以降に「特別金利」を受け取る可能性は相対的に低くなりますので、ご注意ください。

[取扱銀行] 株式会社新生銀行

東京都千代田区内幸町2-1-8

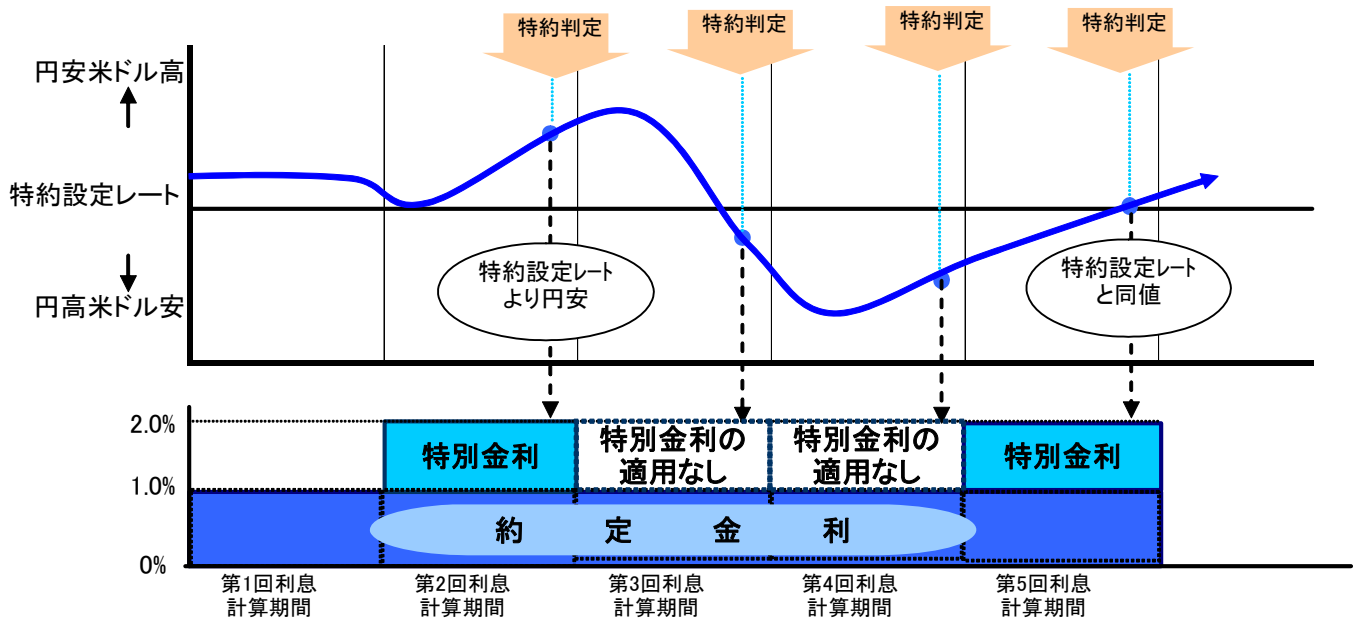
[商品説明] 下記の事項をよくお読みいただき、十分ご理解のうえで、お申し込みください。

1. 商品名	仕組預金 特別金利特約付円定期預金 <愛称:金利2倍チャンス定期>
2. 商品の概要	<p>・この預金は、「特別金利の支払に関する特約」が組み込まれた円定期預金です。</p> <p>・この預金では満期日まで下記10で定める「約定金利」が支払われますが、2年目以降は、「特別金利の支払に関する特約」により、一定の条件が成就した場合にのみ、「約定金利」に加えて下記11で定める「特別金利」が支払われます。</p> <p>・「特別金利」が支払われるか否かは、下記11で定める「判定レート」と下記12で定める「特約設定レート」をもとに、当行がこれを判定します。</p> <p>・仮に、2年目以降の円-米ドル間の実勢為替レートが常に円高に推移した場合には、一度も「特別金利」の支払がないまま、この預金の満期日が到来する可能性があります。この場合、お客さまは、この預金にお預け入れの資金を、満期日まで当行所定の「約定金利」で運用されることとなります。</p>
3. 販売対象	パワーフレックス口座をお持ちの個人のお客さま
4. 預入通貨	円
5. 参照通貨	米ドル
6. 預入期間	<p>3年または5年(*1)の中からお選びいただけます。自動継続のお取り扱いはありません。</p> <p>(*1) この預金については、当行所定の募集期間を設け、募集期間最終日の翌営業日(*2)（以下「特約設定レート決定日」といいます。）の預入期間(年)後の応当日を満期日とします。このため、実際の預入期間は、上記預入期間(年)に、預入日(お客さまがこの預金への預入を申込み、必要資金を入金した日。以下同じ。)から募集期間最終日までの日数が加算されたものとなりますので、お申込の際は実際の預入日および満期日を必ずご確認ください。なお、特約設定レート決定日の預入期間(年)後の応当日が非営業日の場合には、その翌営業日を満期日とし、翌営業日が応当日の属する月の翌月となる場合には、当該応当日の前営業日を満期日とします。</p> <p>(*2) 営業日とは、当行所定の窓口営業日のことをいいます。以下同じ。</p>
7. 預入方法	一括預入。ただし、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金からの振替入金に限ります。
8. 最低預入金額・預	店頭による預入の場合 500万円以上、1円単位

入単位	新生パワーコール(テレホンバンキング)による預入の場合 300万円以上、1円単位 新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)による預入の場合 50万円以上、1円単位
9. 利息の計算期間	<p>・第1回利息計算期間 預入日から「特約設定レート決定日」の1年後の応当日(*3)の前日までの期間を第1回利息計算期間とします。</p> <p>・第2回以降の各利息計算期間 前回利息計算期間の最終日の翌日からその1年後の「特約設定レート決定日」の応当日(*3)の前日までを利息計算期間とします。</p> <p>(*3)「特約設定レート決定日」の応当日が非営業日の場合には、その翌営業日を利息計算期間の初日とし、翌営業日が応当日の属する月の翌月となる場合には、当該応当日の前営業日を利息計算期間の初日とします。</p>
10. 約定金利	<p>(1)適用利率 預入時に定められた約定金利の利率(固定)を満期まで適用します。</p> <p>(2)支払方法 各利息計算期間の最終日の翌日に、各利息計算期間の日数および約定金利の利率によって計算された利息を、円貨でお客さまのパワーフレックス口座の円普通預金に入金することにより支払います。</p> <p>(3)計算方法 各利息計算期間につき、付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算とします。端数は切り捨てます。</p>
11. 特別金利	<p>(1)適用利率 特別金利の利率は、預入時において各利息計算期間について個別に定められます。特別金利は、第2回以降の各利息計算期間において、次の要領により特別金利特約(以下「本特約」といいます。)の適用の有無を判定し、本特約が適用された場合にのみ支払われます。</p> <div data-bbox="395 1267 1477 1509" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>判定レート(*4)が、下記12で定める特約設定レートと同値あるいはそれよりも円安であると当行が判断した場合には、本特約が適用されます。一方、判定レート(*4)が、下記12で定める特約設定レートよりも円高であると当行が判断した場合には、本特約は適用されません。</p> <p>(*4)「判定レート」とは、特約判定日(原則として各利払日の2営業日前)の東京時間午後3時における、預入通貨と参照通貨との間の実勢為替レートです。</p> </div> <p>(2)支払方法 本特約が適用される利息計算期間の最終日の翌日に、当該利息計算期間の日数および特別金利によって計算した利息を、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金に入金することにより円貨で支払います。</p> <p>(3)計算方法 本特約が適用された各利息計算期間につき、付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算とします。端数は切り捨てます。</p>
12. 特約設定レート	<p>特別金利特約の適用の有無を決定する基準となる預入通貨と参照通貨間の為替レートです。「特約設定レート決定日」の東京時間午後3時における預入通貨と参照通貨との間の実勢為替レートをもとに当行が決定します。なお、特約設定レート決定日は募集期間最終日の翌営業日ですので、具体的な特約設定レートについては、この預金のお申込時点で確定していません。具体的なレートについては、特約設定レート決定日以降に交付される取引確認書でご確認ください。</p>

13. 元金の払戻方法	満期日にお客さまのパワーフレックス口座の円普通預金へ入金することにより、一括して払い戻します。
14. 満期日以降の利息	満期日以降にお客さまのパワーフレックス口座の円普通預金へ入金されたこの預金の払戻金にかかる利息は、円普通預金利率を適用することにより計算されます。利払頻度、計算方法については、パワーフレックス口座の円普通預金の商品説明書をご参照いただくか、もしくは店頭または新生パワーコールなどにてお問い合わせください。
15. 中途解約の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・この預金の中途解約は原則としてできません。 ・当行がやむを得ないものと認め満期前解約に応じる場合、元本金額から、満期前解約に伴い発生する解約日から満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用を当行所定の計算により算出した金額を差し引いた残額を、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金へ入金します。この場合、元本割れが生じる可能性が高いです。 ・この預金の中途解約のお取り扱いについての詳細は、後記「中途解約について」をご参照ください。
16. その他手数料	特にございません。
17. 当座貸越サービス	パワーフレックス口座の当座貸越サービスの対象ではありません。
18. 付加できる特約事項	ございません。
19. 税金の概要	<p>利息は、源泉分離課税(国税15%、地方税5%)として課税されます。</p> <p>マル優のお取扱いはできません。</p> <p>詳しくは、お客さま自身で公認会計士や税理士にご相談ください。</p>
20. 預金保険	預金保険の定額保護の対象です。この預金は「決済用預金」ではありませんので、お客さまが当行にお預け入れの他の定額保護預金と合算して、元本1,000万円までとその利息のみが保護されます。
21. 認定投資者保護団体	当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体はございません。
22. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・特別金利特約の適用の有無の判定結果については、「お取引レポート」でご確認ください。 ・相続や差押えなどにより、この預金が第三者に承継された場合でも、満期日前にこの預金が解約される場合には、上記15に準じて処理されます。この場合、この預金を承継された方に、満期前解約に伴い発生する解約日から満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用をご負担いただくこととなりますので、元本金額から、満期前解約に伴い発生する解約日から満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用を当行所定の計算により算出した金額を差し引いた残額が払い戻されることとなります。 ・必ず、お客さまが選択された預入期間中は使う予定のない、余裕資金でお預け入れください。仮に、預入時以降にお客さまの経済事情が変化し、まとまった資金が必要となった場合でも、この預金に預け入れの資金を満期日まで引き出せなくとも十分な流動性が確保されていることをご確認のうえ、お申し込みください。
23. お問い合わせ先	<p>店頭または下記までお問い合わせください。</p> <p>新生パワーコール ☎0120-456-860</p>

イメージ図 円-米ドル間の実勢為替レートと適用利率の関係について



このイメージ図は、一般的な商品概要の説明を目的として作成したもので、あくまで参考例です。利回りを保証するものではありません。

中途解約について

この預金の中途解約について

- この預金は、原則として中途解約できません。
- 当行は、この預金をお申し込みいただいたお客さまの資金を、一定期間、金融市場にて運用します。万一、一部のお客さまから中途解約のご依頼があり、当行がやむを得ないものと認めてこの預金の中途解約に応じる場合には、中途解約日から満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達(再構築)しなければなりません。中途解約日から満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達する際には、中途解約時点での市場価格で計算された費用(以下「再構築額」といいます。)が発生しますので、この預金を中途解約される場合には、お客さまにこの再構築額をご負担いただくこととなります。また、中途解約日から満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達する際には、再構築額に加えて、再構築取引に伴う費用(以下、再構築額とあわせて「損害金」といいます。)も発生することがあります。この場合、かかる費用についても、中途解約されるお客さまにご負担いただくこととなります。

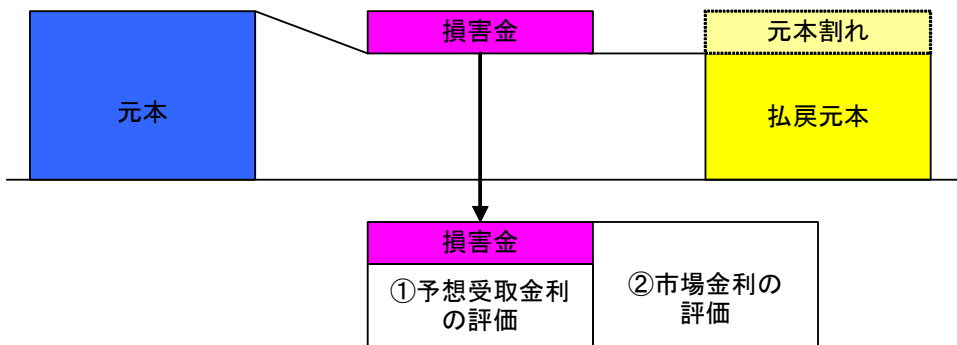
中途解約時にお客さまにご負担いただく損害金の額について

- この預金の中途解約をされるお客さまにご負担いただく再構築額は、中途解約時における市場実勢により計算されますので、この預金のお申し込み時点において、確定的な再構築額をお客さまに提示することはできません。再構築額の計算は、中途解約時における「中途解約日から満期日までの期間(残存期間)に対応する市場金利」、「円と米ドルとの間の実勢為替レート」、「為替の変動性」、「この預金の適用条件」、「当行の資金調達環境」などを要素として行われ、より具体的には、

①お客さまが設定しているこの預金の諸条件から予想される受取利息の総額と、②中途解約時に新たに市場金利でお客さまがこの預金にお預け入れの資金を運用した場合に予想される受取利息の総額との差額を算出し、これを再構築額とします。

- 再構築額は、当行が合理的と認める基準値を採用し、当行所定の計算方法により算出されますが、一般的に、円市場金利が上昇すればするほど、円と米ドルとの間の実勢為替レートが円高になればなるほど、また、お預け入れからの経過期間が短いほど、お客さまにご負担いただく再構築額は高くなる傾向にあります。
- 円と米ドルとの間の実勢為替レートが円高になればなるほど「特別金利」が付与される可能性が低くなり、上記①の総額が少なくなります。また、円市場金利が上昇すればするほど上記②の総額が多くなります。したがって、これらの要素はお客さまが負担される再構築額を上昇させる要因となります。
- ご参考ですが、基準日現在における金利水準によると、この預金への預け入れ直後にこの預金の中途解約をされた場合であっても、預入期間3年を選択された場合には元本の2～3%程度の損害金を、預入期間5年を選択された場合には元本の2～3%程度の損害金を、それぞれお客さまにご負担いただくことになると見込まれます。この預金を中途解約されるお客さまにご負担いただく損害金は、中途解約時の市場実勢に応じて変動しますので、中途解約時における実際の金融情勢によっては、上記以上の水準になる可能性もあります。

損害金イメージ図



このイメージ図は、損害金の考え方を一般的に説明する目的で作成されたものであり、イメージ図中の各項目の大きさが、実際の金額を正しく表現しているとは限りません。